

荒廃農地の現状と対策

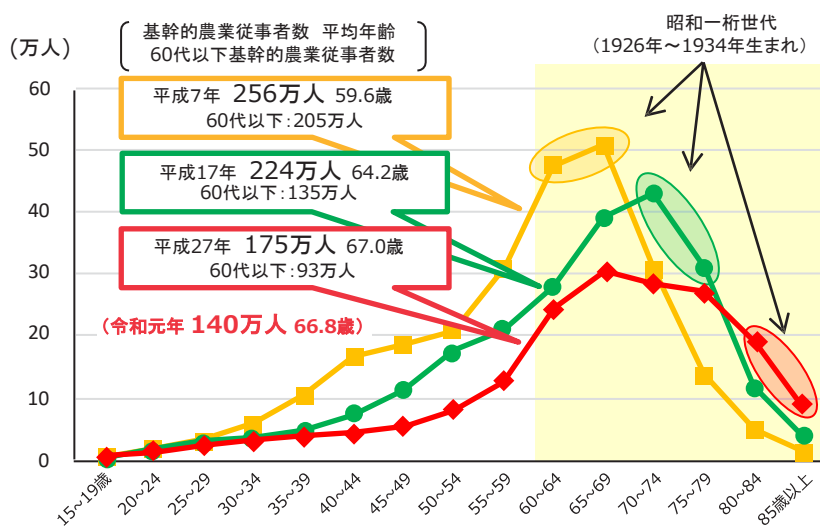
令和6年12月

農林水産省

我が国の食料・農業・農村を取り巻く状況

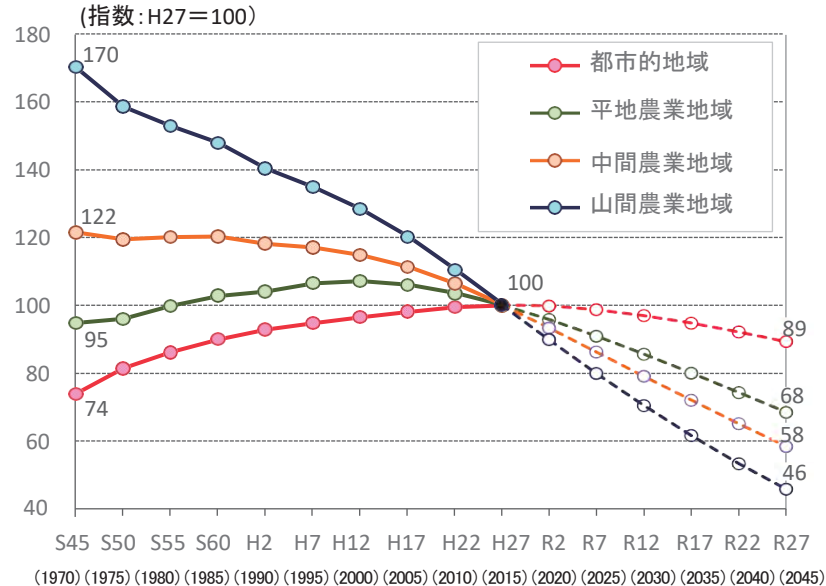
- 農業就業者の5割以上を占める60歳以上の世代が高齢化等によりリタイアし、農地などの経営資源や農業技術が適切に継承されず、農業の生産基盤が一層ぜい弱化することが危惧。
- 高齢化が進む中山間地域を中心に農村人口も減少し、農業生産のみならず地域コミュニティの維持が困難になると懸念。
- 大規模自然災害の度重なる発生、豚熱等の家畜疾病の発生に加えて、地球温暖化の進行等による農業生産への影響も懸念。
- 急速に発展するデジタル技術の農業分野への応用、ライフスタイルの変化や海外マーケットの拡大、SDGsを契機とした持続可能な農業の展開など、国内外の社会・経済の変化に対応することが求められている。

【基幹的農業従事者の年齢構成の推移】



資料：農林水産省「農林業センサス」(組替集計)、「農業構造動態調査」

【農業地域類型別の人口推移と将来予測】



注1) 国勢調査の組替集計による。なお、令和2年以降(点線部分)はコーホート分析による推計値である。
 注2) 農業地域類型は平成12年時点の市町村を基準とし、平成19年4月改定のコードを用いて集計した。

出典：農林水産政策研究所「農村地域人口と農業集落の将来予測－西暦2045年における農村構造－」(令和元年8月)

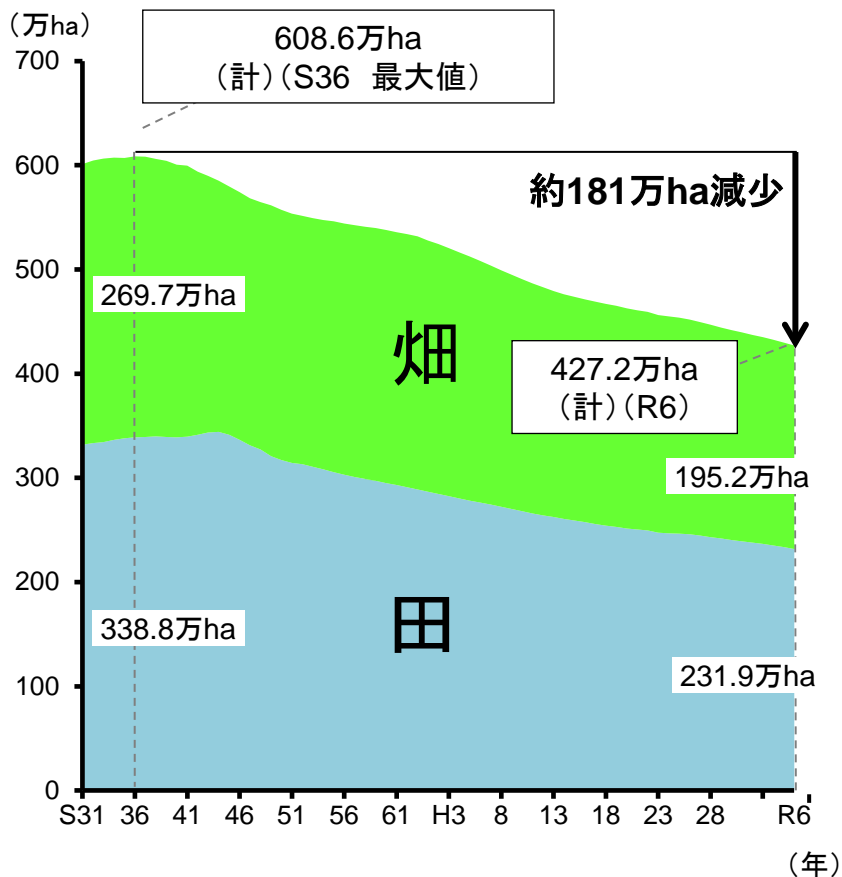
農地、荒廃農地面積の推移

農地面積※は、主に宅地等への転用や荒廃農地の発生等により、農地面積が最大であった昭和36年に比べて、約181万ha減少。

令和5年度の再生利用が可能な荒廃農地は9.4万haとなり、農業地域類型別では中間農業地域が4.1万ha（44%）、中山間地域合計で5.3万ha（56%）を占める。

※ 農林水産省「耕地及び作付面積統計」における耕地面積の数値（P2～4において同じ）

○農地面積の推移



資料：農林水産省「耕地及び作付面積統計」

○再生利用が可能な荒廃農地面積の推移（地域類型別）



注：1 「再生利用が可能な荒廃農地」とは、「抜根、整地、区画整理、客土等により再生することにより、通常の農作業による耕作が可能となると見込まれる荒廃農地」。農地法第32条第1項第1号の遊休農地と同じものを指す。
2 農業地域類型別面積は、H29～R3は平成29年改定、R4～R5は令和5年改定の農業地域類型の市町村において代表される類型を各年に当てはめて集計した推計値。

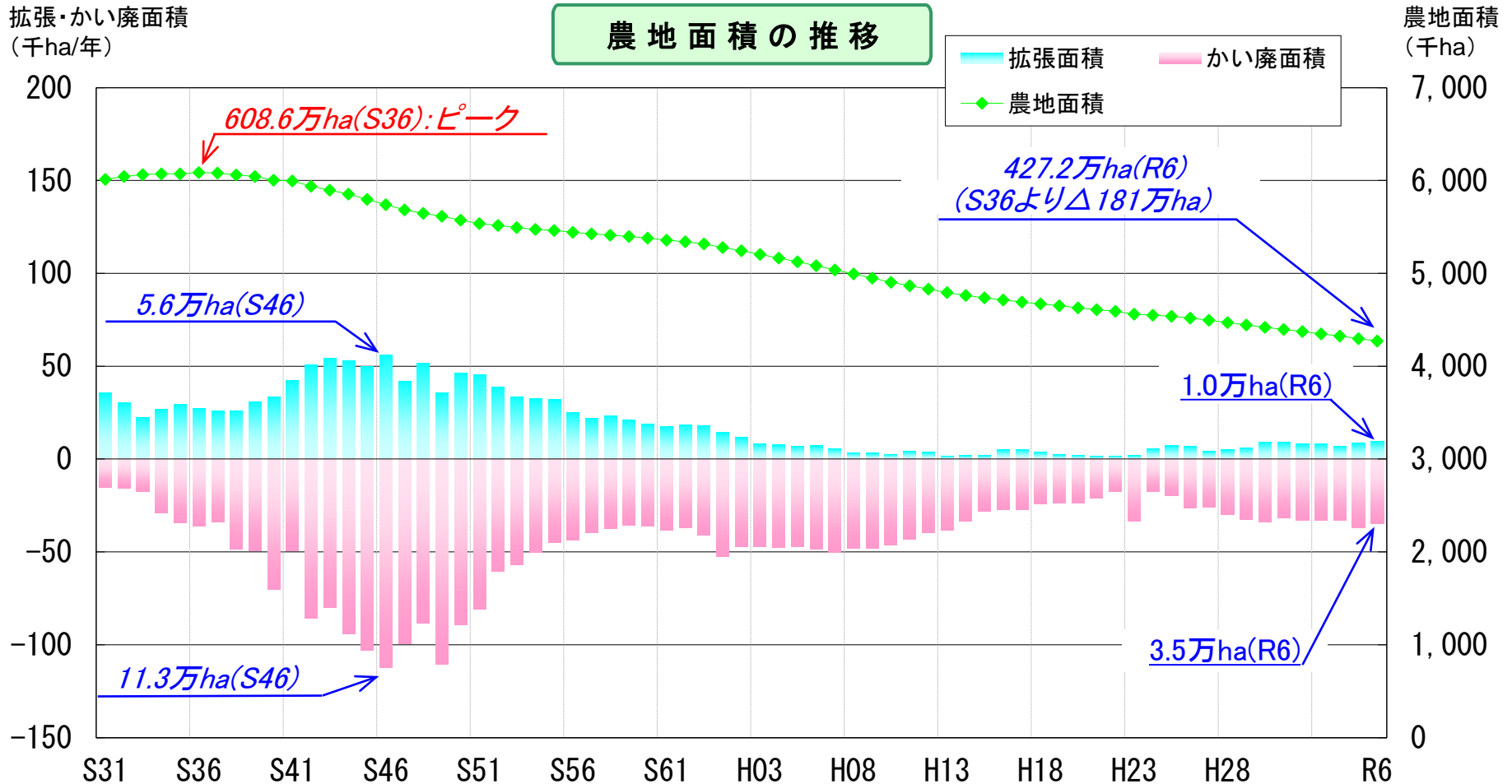
(万ha)	今回新たに発生した面積	今回新たに再生利用された面積	再生利用が可能な荒廃農地(A分類)	参考値	
				再生利用が困難と見込まれる荒廃農地(B分類)	荒廃農地面積計(A分類+B分類)
令和5年度	2.5	1.0	9.4	16.3	25.7
(参考) 令和4年度	2.8	1.1	9.0	16.3	25.3

4 四捨五入の関係で計が一致しないことがある。

資料：農林水産省「遊休農地に関する措置の状況に関する調査」「荒廃農地の発生・解消状況に関する調査」

農地面積の推移

- ① 我が国の農地面積は、昭和36年～令和6年の半世紀の間に、約115万haが農用地開発や干拓等で拡張された一方、工場用地や道路、宅地等への転用や農地の荒廃等により約297万haがかい廃されたため、608万6千haから427万2千haへと減少。
- ② 食料の安定供給の確保、多面的機能の発揮を図っていくためには、今後とも国内農業の基盤である農地を確保していく必要。



資料：農林水産省「耕地及び作付面積統計」

注：かい廃とは、田又は畑が他の地目に転換し、作物の栽培が困難になった状態をいう。

農地面積の減少要因

- ① 農地面積の減少については、荒廃農地と非農業用途等への転用が主な要因となっている。このうち、荒廃農地面積は、平成25年以降、増加傾向であったものの、平成29年をピークに平成30年から約1.4万ha程度で推移している。
- ② 優良農地の確保と有効利用を進めるためには、農地転用許可制度等の適切な運用を図るとともに、荒廃農地の発生防止・解消を着実に推進する必要がある。

農地面積の減少要因

単位: ha

	25	26	27	28	29	30	令元	2	3	4	5	6
かい廃計	19,800	26,200	25,900	29,900	32,500	33,700	31,700	33,000	30,800	30,200	37,000	35,000
自然災害	1	335	82	1,430
荒廃農地 (耕作放棄)	9,530	13,000	13,500	16,200	19,300	14,500	13,200	15,100	12,800	14,000	14,400	13,900
非農業用途 への転用	8,382	9,894	10,165	9,860
植林・農林道 等への転用	1,845	2,901	2,181	2,408

資料: 農林水産省「耕地及び作付面積統計」

注1: 「かい廃」とは、田又は畑が他の地目に転換し、作物の栽培が困難になった状態をいう。

注2: 「非農業用途への転用」は、かい廃面積の要因別内訳のうち「工場用地」、「道路・鉄道用地」及び「宅地等」を計上した。

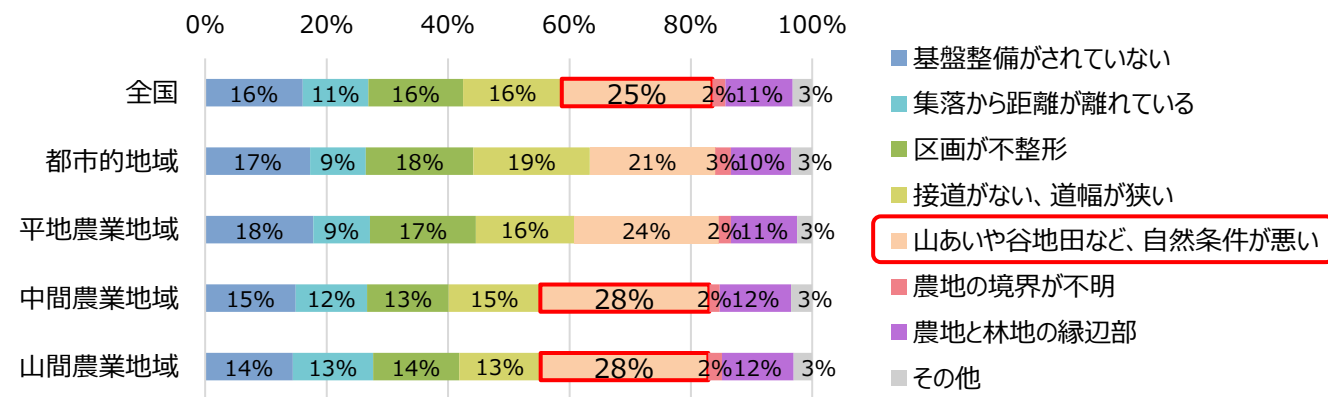
注3: 「植林・農林道等への転用」は、かい廃面積の要因別内訳のうち「農林道等」、「植林」、「その他(荒廃農地を除く。)」を計上した。

注4: 平成29年よりかい廃面積の要因別(荒廃農地を除く。)の調査を廃止している。

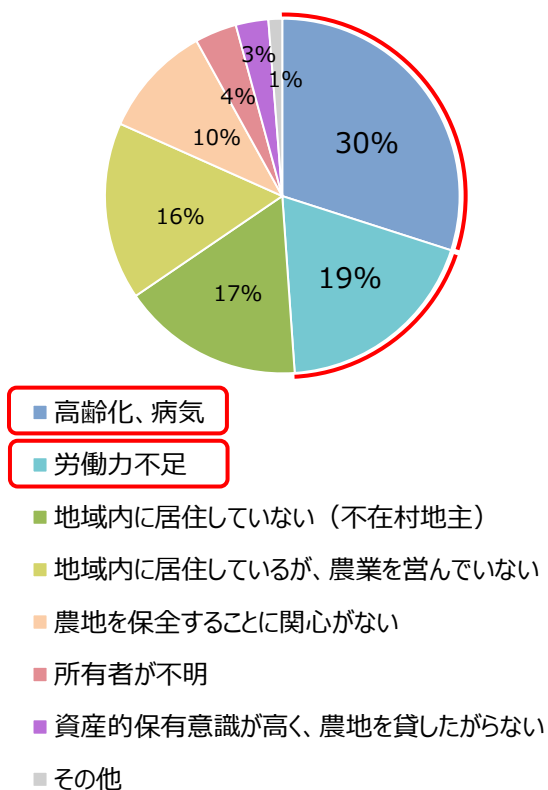
荒廃農地の発生原因

- ① 荒廃農地となる理由（土地）では、「山あいや谷地田など、自然条件が悪い」の割合が高く、特に中山間地域ではその割合は高い。
- ② 荒廃農地となる理由（所有者）では、「高齢化、病気」が最も多く、次いで「労働力不足」である。
- ③ ①、②以外の理由では、中山間地域で「鳥獣被害」の割合が高い。

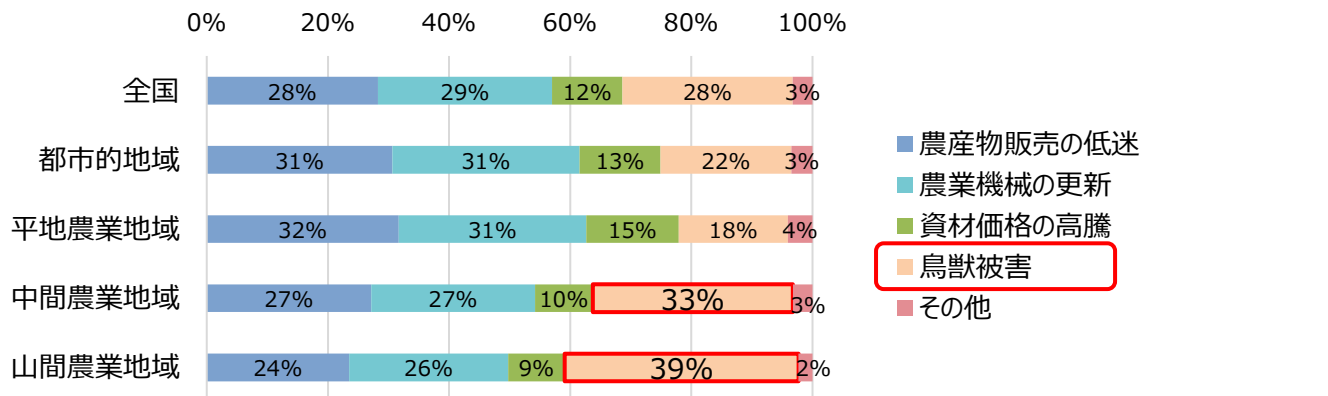
① 荒廃農地となる理由（土地）



② 荒廃農地となる理由（所有者）



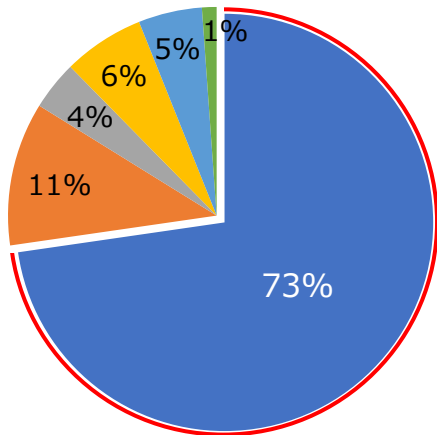
③ 荒廃農地となる理由（その他）



荒廃農地に対する市町村の意識

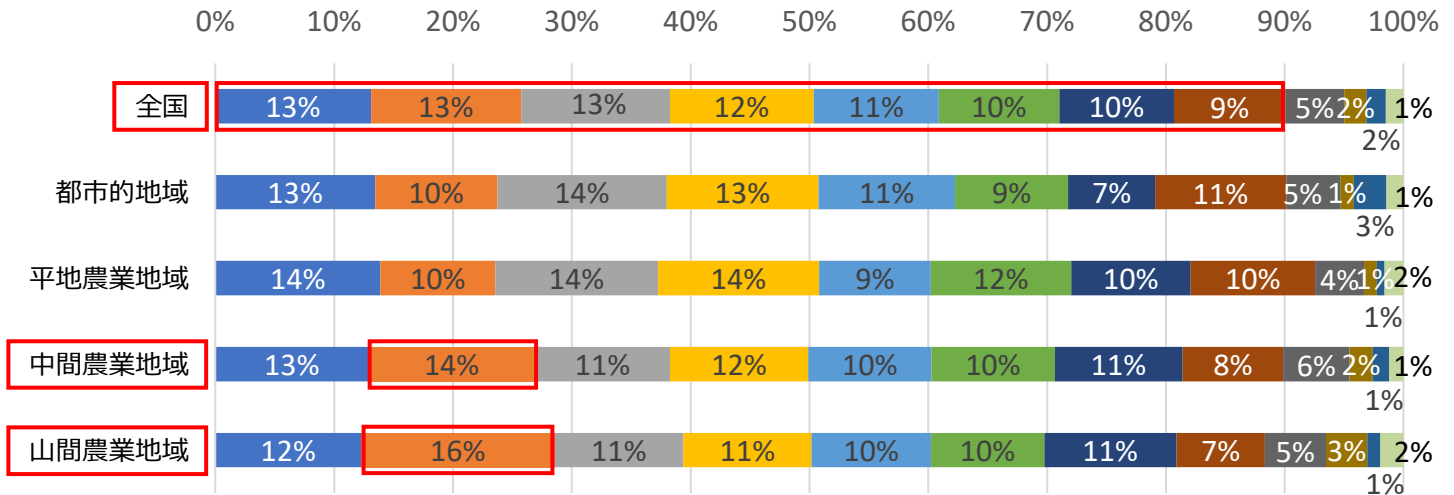
- ① 「荒廃農地の状況は、5年後どのようにになっているか」に対し「増加している」と回答した市町村は、約7割を占める。
- ② 「今後の荒廃農地の発生防止策として必要と思われること」については、全国的に上位8項目は、等しく必要な取組としているが、特に中山間地域では「鳥獣被害防止のための取組」の割合が高い。

① 荒廃農地の状況について、今後5年後、どのようになっていると思いますか。



- 増加している
- 変わらない
- 減少している
- わからない
- 荒廃農地は存在しない
- その他

② 貴市町村では、今後の荒廃農地の「発生防止策」として必要と思われることは何ですか。

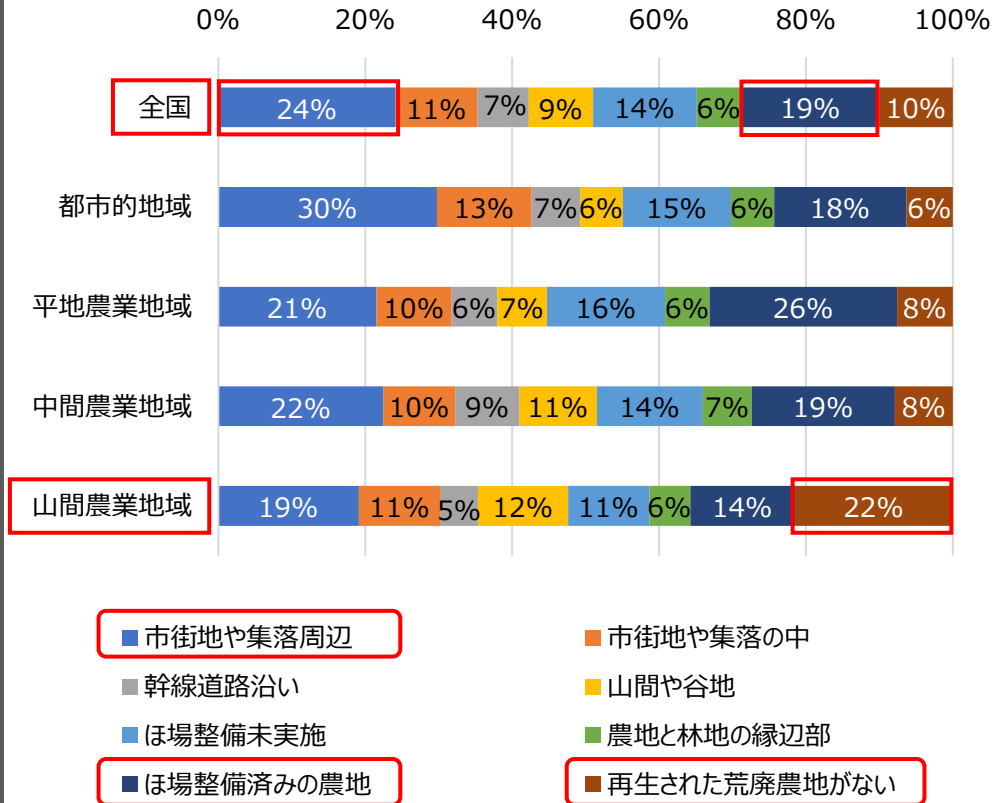


- 集落営農組織や認定農業者等の担い手となる経営体の育成及び農地斡旋等による農地集積
- 鳥獣被害防止のための取組
- 土地所有者への啓発
- 人・農地プランによる地域の話合い
- 新規就農者への支援（研修等や企業等の参入の促進）
- 農業生産基盤整備や簡易な土地基盤整備
- 中山間地域等直接支払制度や多面的機能支払交付金等
- 農地中間管理事業の活用
- 新規作物の導入、販路の確保
- 放牧などの粗放的利用による管理
- 市民農園や体験農園の整備
- その他

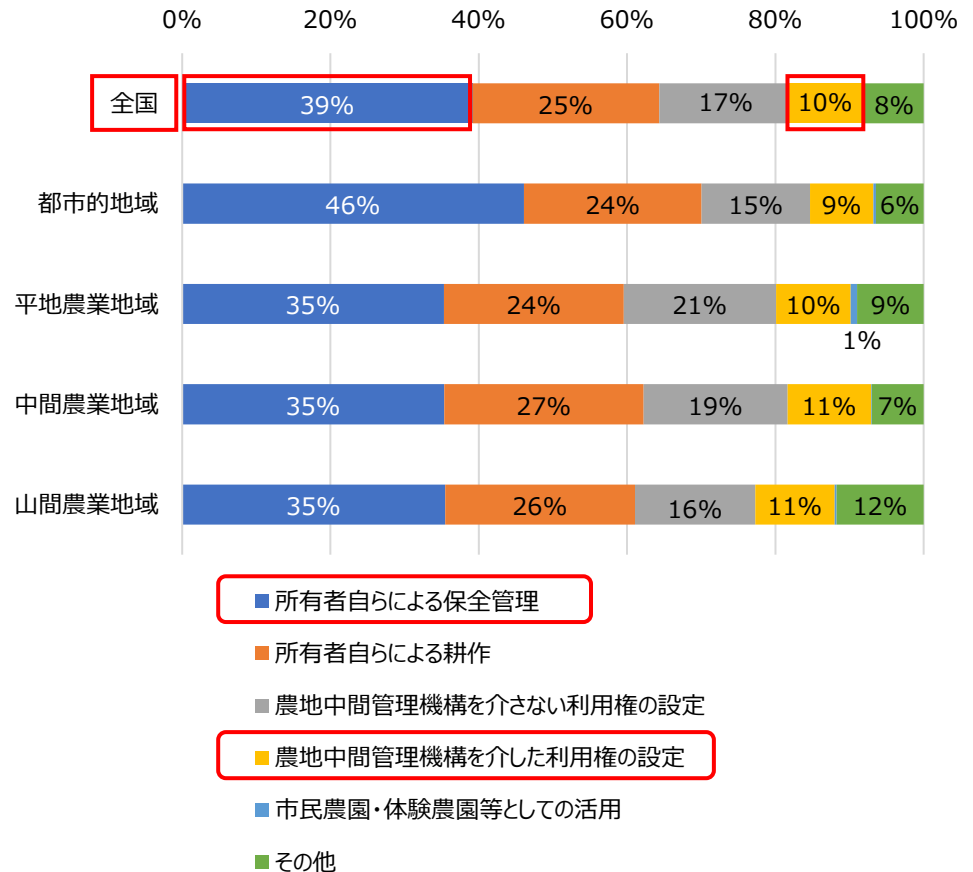
再生された荒廃農地の実態

- ① 荒廃農地が再生されている場所は「市街地や集落周辺」や、「ほ場整備済みの農地」が多い一方で、山間地域の市町村では「再生された荒廃農地がない」と回答した割合が高い。
- ② 再生された農地の利用方法は「所有者自らによる保全管理」が4割を占めている一方で、「農地中間管理機構を介した利用権の設定」は1割程度である。

① どのような場所にある荒廃農地（A分類）が再生されていますか。

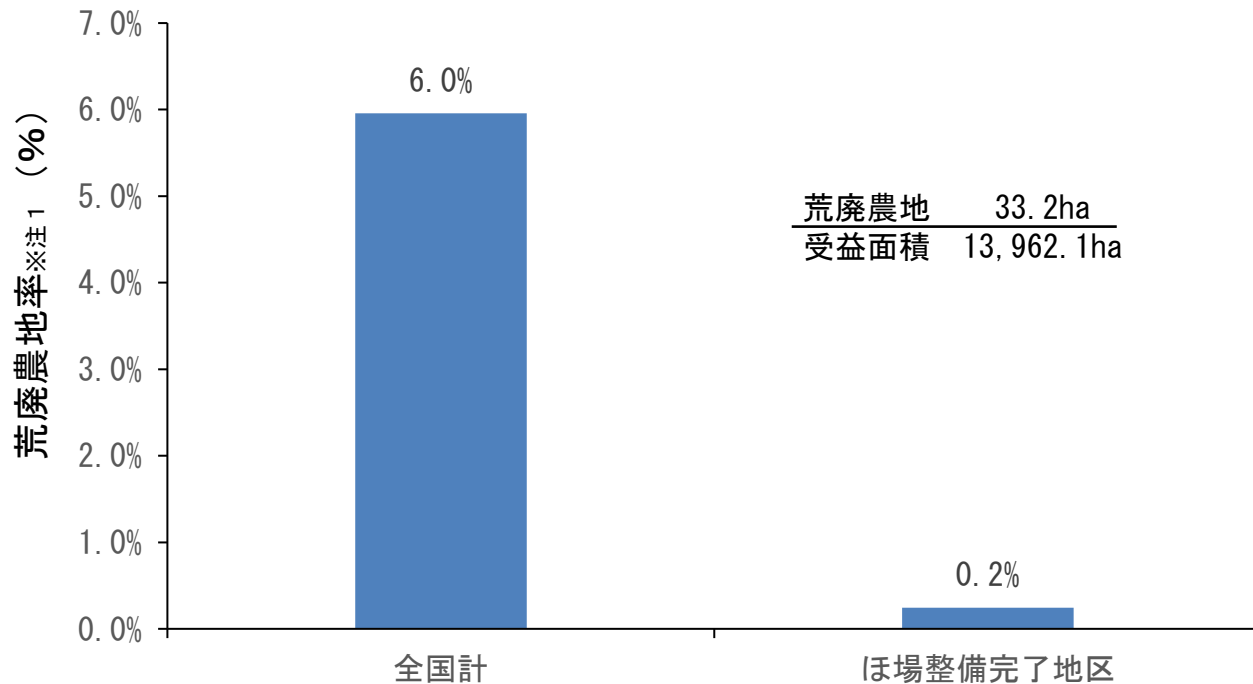


② 過去3年間に再生された荒廃農地（A分類）はどのように利用されていますか。



基盤整備実施地区における荒廃農地の発生状況

- 令和元年に行った別の調査によると、基盤整備事業が実施された地区においては、荒廃農地の発生が極めて少ない状況（受益面積の0.2%）。
- 農産物価格が低迷する中、農業従事者が高齢化し、農地の引受手が不足している状況の下で、ほ場が未整備、あるいは土地条件が悪い農地を中心に、荒廃農地が増大しているものと推測。



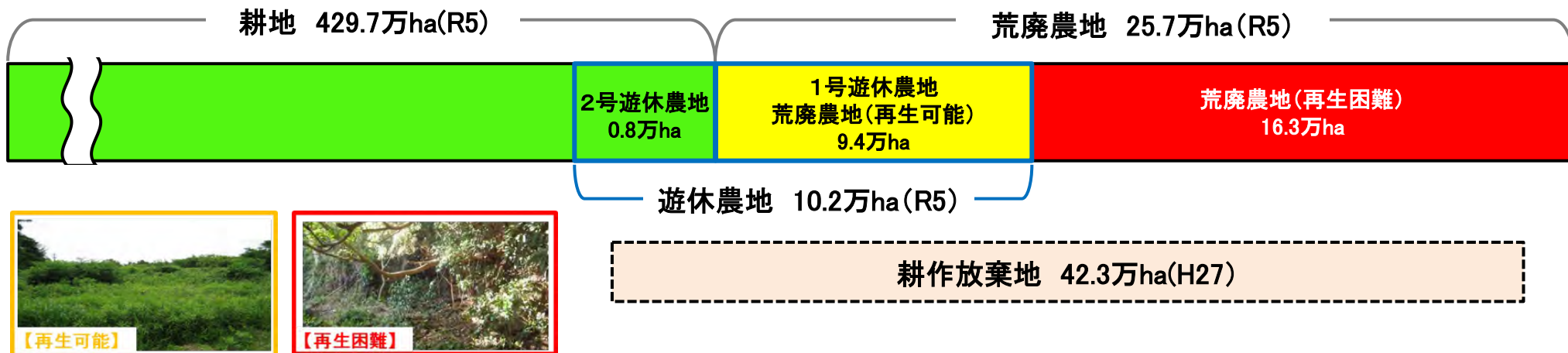
資料：農林水産省統計部「耕地及び作付面積統計」（平成30年）、農林水産省農村振興局「荒廃農地の発生・解消状況に関する調査」（平成30年）及び農林水産省農村振興局調べ

注1：「荒廃農地面積（平成30年）／（耕地面積（平成30年）＋荒廃農地面積（平成30年）」により荒廃農地率を算定。

注2：ほ場整備完了地区の荒廃農地率は、平成20年に完了したほ場整備事業実施地区125地区（ほ場整備事業が完了して約10年を経過した地区）の事業実施主体への聞き取り調査（令和元年実施）による。

食料・農業・農村基本計画における荒廃農地対策の位置付け

多面的機能支払制度及び中山間地域等直接支払制度による地域・集落における今後の農地利用に係る話合いの促進や共同活動の支援、鳥獣被害対策による農作物被害の軽減、農地中間管理事業による農地の集積・集約化の促進、基盤整備の効果的な活用等による荒廃農地の発生防止・解消に向けた対策を戦略的に進める。



○荒廃農地	現に耕作に供されておらず、耕作の放棄により荒廃し、通常の農作業では作物の栽培が客観的に不可能となっている農地	市町村・農業委員会調査：現地調査による客観ベースの毎年の調査
○再生利用が可能な荒廃農地	荒廃農地のうち、抜根、整地、区画整理、客土等により再生することにより、通常の農作業による耕作が可能となると見込まれるもの	
○再生利用が困難と見込まれる荒廃農地	荒廃農地のうち、森林の様相を呈しているなど農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難なもの、又は周囲の状況からみて、その土地を農地として復元しても継続して利用することができないと見込まれるものに相当するもの	
○遊休農地		
○1号遊休農地	現に耕作の目的に供されておらず、かつ、引き続き耕作の目的に供されないと見込まれる農地（再生利用が可能な荒廃農地）	
○2号遊休農地	その農業上の利用の程度がその周辺の地域における農地の利用の程度に比し著しく劣っていると認められる農地	
○耕作放棄地（農林業センサス）	以前耕作していた土地で、過去1年以上作付けせず、この数年の間に再び作付けする意思のない土地（農家の自己申告）	農林業センサス：調査票による農家等の主観ベースの5年毎の調査

出典：「令和5年 耕地面積調査」、「令和5年 遊休農地に関する措置の状況に関する調査」、「2015年農林業センサス」

※四捨五入の関係で計が一致しない場合がある。

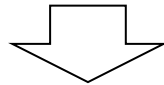
農地の見通しと確保

農地の見通しと確保

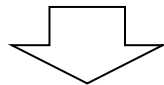
- 令和12年における農地面積の見込み
- これまでのすう勢(※)を踏まえ、荒廃農地の発生防止・解消の効果を織り込んで、農地面積の見込みを推計

令和元年現在の農地面積

439.7万ha

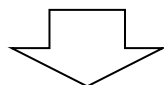


すう勢(※)	令和12年までの農地の増減	施策効果	令和12年までの農地の増減
農地の転用	△16万ha	荒廃農地の発生防止 荒廃農地の解消	+17万ha +5万ha
荒廃農地の発生	△32万ha		



これまでのすう勢(※)が今後も継続した場合の
令和12年時点の農地面積

392万ha(すう勢(※))



令和12年時点で確保される農地面積

414万ha

(※)すう勢は、農地の転用及び荒廃農地の発生が同水準で継続し、かつ、荒廃農地の発生防止・解消に係る施策を講じないと仮定した場合の見込み。

農地面積の見通しの考え方

新たな基本計画における農地面積の見通しの考え方

- 農業の持続的な発展を通じて、食料・農業・農村基本法の基本理念である食料の安定供給の確保、多面的機能の発揮を図っていくためには、その前提となる国内農業の基盤として、各種施策により今後とも国内の農業生産に必要な農地を確保していく必要。
- こうした認識の下、新たな基本計画における農地面積の見通しについて、
 - ① これまでのすう勢（農地の転用や荒廃農地の発生）を踏まえつつ、
 - ② 多面的機能支払制度、中山間地域等直接支払制度、農地中間管理事業等、荒廃農地の発生防止・解消に関連する施策の効果を織り込む。

拡充等



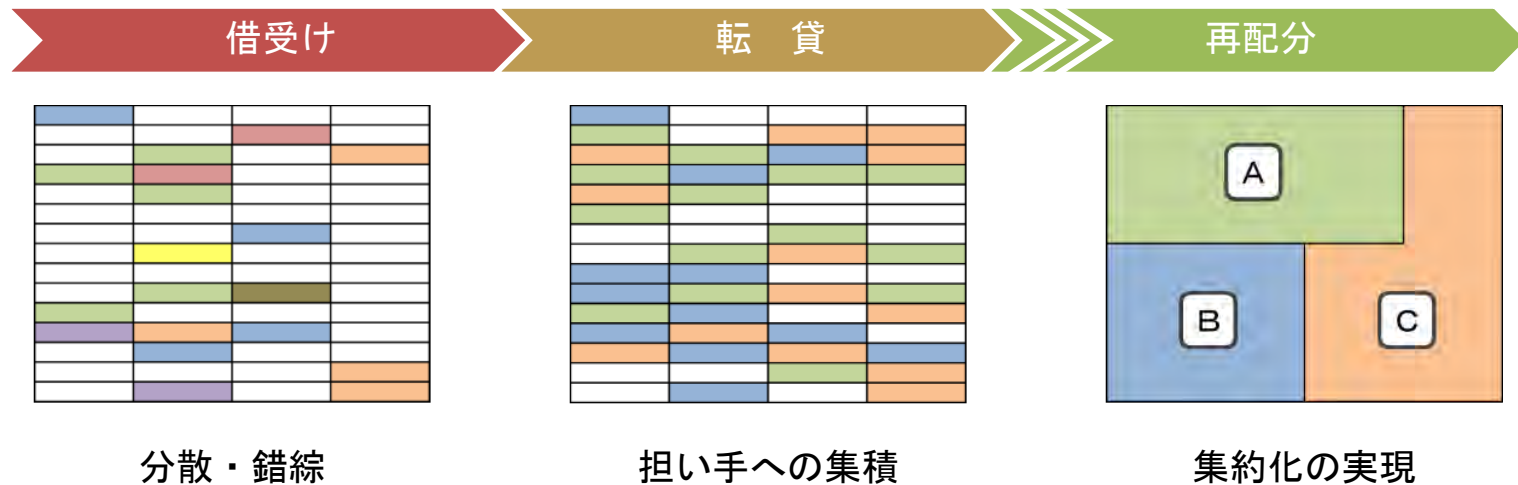
荒廃農地の発生防止・解消に関連する施策

- 人・農地プランの実質化の推進や中山間地域等直接支払制度における集落戦略の作成支援等を通じて、地域で農地利用に係る徹底した話し合いを行った上で以下の施策の拡充等を通じ、荒廃農地の発生防止・解消を推進。
 - ・ 多面的機能支払制度については、令和元年度から、活動組織の広域化の推進や非農業者の参画の促進による体制強化への追加支援などを実施。
 - ・ 中山間地域等直接支払制度については、令和2年度からの第5期対策において、将来にわたり協定農用地の維持管理を可能とする体制づくりに向けて、集落協定の広域化・人材の確保・農業生産性の向上等への加算措置の創設・拡充等を措置。
 - ・ 農地中間管理事業については、担い手への農地集積・集約化を加速化するため、令和元年に農地バンク法を改正したところであり、新たな制度の下で、人・農地プランの実質化の促進及びそれに向けた基盤整備等を実施。

○ 農地中間管理事業は、

- ① 地区内の分散・錯綜しており担い手に集約する必要がある農地や耕作放棄地を借り受け、
 - ② 必要に応じ、基盤整備等の条件整備を行い、
 - ③ 借り受けている農地を管理し、
 - ④ まとまった形で転貸し、
 - ⑤ その後、再配分機能により集約化を実現する
- 仕組みとして創設され、平成26年度に、各都道府県毎に農地バンクを設置（47バンク）

【農地中間管理機構による農地の集積・集約化のイメージ】

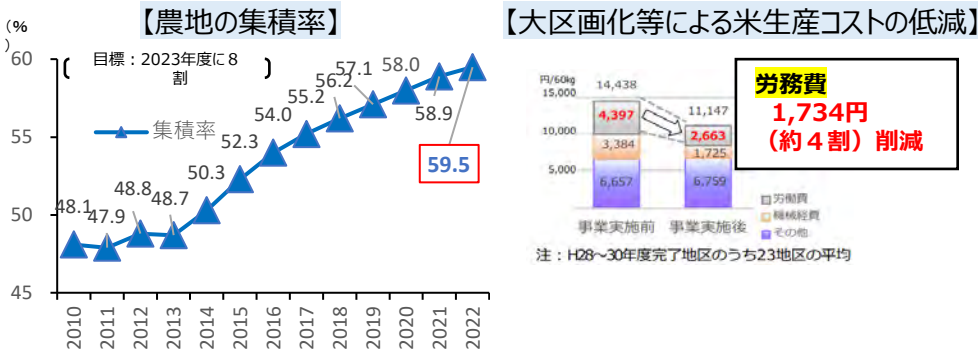


○ 今後、担い手への農地集積、輸出の促進、コメから高収益作物への転換、スマート農業の実装など**農業の成長産業化や所得の増大**を進めていく必要

○ そのためには、生産基盤である**農地**について、**集約化**（分散している農地を、**まとまった利用しやすい農地**に変えていくこと）に力点を置く必要

<担い手への農地集積>

令和4年度の集積率は**59.5%**。農地バンクを活用し、集約化することで担い手が農地を引き受けやすくし、更なる集積を推進。また、大区画化による**生産コストの低減**を促進。



<輸出の促進、高収益作物への転換>

農地の集約化により、隣接農地からの農薬の飛散防止や湿害防止を図りつつ、**輸出向け有機栽培や高収益作物への転換**を行うまとまった農地を形成

【ドローンによる農薬散布】



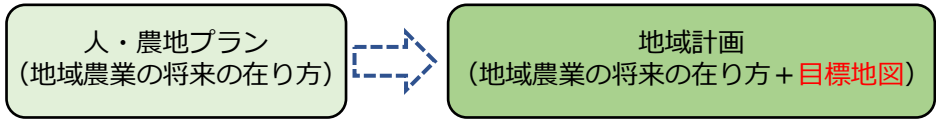
<スマート農業の実装>

農地の集約化により、**スマート農業機械の省力化機能**を十分に発揮

人・農地プランから地域計画へ

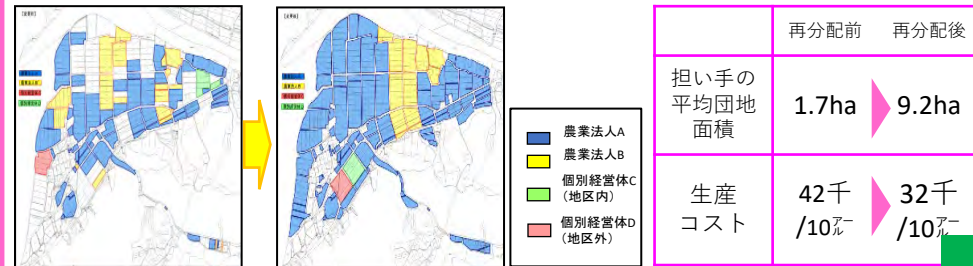
これまで、地域での話し合いにより、人・農地プランを作成・実行してきましたが、今後、高齢化や人口減少の本格化により農業者の減少や耕作放棄地が拡大し、**地域の農地が適切に利用されなくなる**ことが懸念される中、**農地が利用されやすくなるよう、農地の集約化等に向けた取組を加速化**することが、喫緊の課題です。

このため、①人・農地プランを法定化し、地域での話し合いにより**目指すべき将来の農地利用の姿を明確化する地域計画**を定め、②それを実現すべく、**地域内外から農地の受け手を幅広く確保しつつ、農地バンクを活用した農地の集約化等**を進めるため、基盤法等の改正法が令和4年5月に成立し、令和5年4月に施行されました。



農地バンクを活用した農地の集約化により、生産コストを削減 (秋田県北秋田市向黒沢地区)

- ① 農地バンクの現地コーディネーターが、2市に跨る基盤整備済の分散農地の集約化を進めるため、土地改良区と連携して農業者の意向を確認し、農地中間管理権を取得。
- ② 法人の分散している農地や地区外の担い手の農地を1か所にまとめるなど、将来の農地利用の姿を地図で提示し、農地バンクにより地域内の全農地を担い手に集積。
- ③ 基盤整備及び農地バンクによる集約化により、法人Aの生産コストを約24%削減。



遊休農地の課税の強化

対象となる遊休農地

農地法に基づき、農業委員会が、農地所有者に対し、農地中間管理権の取得に関し農地中間管理機構(機構)と協議すべきことを勧告した農業振興地域内の遊休農地が対象となる。

この勧告が行われるのは、機構への貸付けの意思を表明せず、自ら耕作の再開も行わないなど、遊休農地を放置している場合に限定される。

- ※ 農業委員会が勧告の前に実施する利用意向調査において、所有者が機構への貸付けの意思を表明した場合には、機構側の事情で貸付けに至らなくても、勧告が行われることはない。
- ※ また、利用状況調査の結果、既に森林の様相を呈しているなど農地として再生利用が困難であり、農業委員会が非農地と判断した場合も、勧告が行われることはない。
- ※ 勧告を行った後、以下のいずれかに該当することとなった場合は勧告が撤回され、翌年度以降の固定資産税の課税強化は解除される。
 - ① 利用状況調査等により、遊休農地が解消されたことが確認された場合
 - ② 機構との協議の結果、当該農地を機構が借り入れた場合
 - ③ 都道府県知事の裁定により機構が農地中間管理権を取得した場合

課税強化の手法

通常の農地の固定資産税の評価額は、売買価格×0.55(限界収益率)となっているが、遊休農地については、0.55を乗じない(結果的に1.8倍になる)。

実施時期

平成29年度から実施。1月1日が固定資産税の賦課期日となっているので、毎年1月1日時点で勧告が撤回されていない遊休農地は、次年度の課税が強化される。

荒廃農地の発生防止と解消

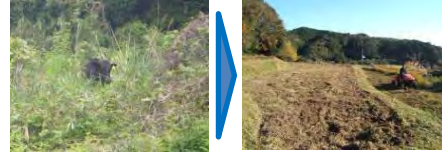
<対策のポイント>

農地の状況把握を行い、農地の集積・集約化の促進、基盤整備等により、荒廃農地の発生防止・解消に向けた対策を戦略的に進めることが重要。

<荒廃農地になる前に>

- 荒廃農地は周辺農地に悪影響を及ぼし、その解消には多額の費用を要することから、農地の適正な管理により、荒廃農地の発生を防止することが重要。
- 農地の集積・集約化、経営面積の拡大、鳥獣被害の解消等のためにも荒廃農地は、できるだけ早期に解消することが重要。
- 個々の農業者のやむを得ない事情により農業生産活動が出来なくなる場合に備えて、地域ぐるみの活動を推進することも有効。

<荒廃農地の発生防止と解消の取組>

<p>○ 基盤整備 ほ場整備事業による農地の大区画化、基盤整備事業による排水対策等の農地整備を行うとともに、荒廃農地の発生防止と解消にも寄与する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ほ場整備事業 ・都道府県、市町村単独事業 等 	<p>○ 地域・集落の共同活動 地域の環境整備やまちおこし等の地域・集落の共同活動を通じて、地域の活性化を図るとともに、荒廃農地の発生防止と解消にも寄与する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・多面的機能支払交付金 ・中山間地域等直接支払交付金 等 	<p>○ 鳥獣害対策 電柵の整備や荒廃農地を農地や緩衝帯として再生することにより、鳥獣害被害を軽減させるとともに、荒廃農地の発生防止と解消にも寄与する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・鳥獣被害防止総合対策交付金 ・中山間地域等直接支払交付金 等 	<p>○ 粗放的利用による維持保全 従来通りの営農が困難な農地において、放牧や蜜源作物の作付け等粗放的な利用を行うことにより、荒廃農地の発生防止と解消にも寄与する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農山漁村振興交付金（最適土地利用総合対策） 等 
<p>○ 地域における協議 地域での話し合いにより目指すべき将来の農地利用の姿を明確化し、その実現に向け、荒廃農地の発生防止と解消に取り組むことで、農用地の効率的かつ総合的な利用を促進する。</p> 	<p>○ 新規就農者 荒廃農地の再生を行い、新規就農者がまとまった農地を確保することにより、新規就農者の参入を促し、荒廃農地の発生防止と解消にも寄与する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・就農準備資金・経営開始資金 ・都道府県、市町村単独事業 等 	<p>○ 企業参入 民間企業が新規事業や製品の原材料確保等を目的として、荒廃農地を集積・集約化し、再生することで、荒廃農地の解消にも寄与する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農地中間管理事業 ・都道府県、市町村単独事業 等 	<p>○ 農地中間管理事業 農地中間管理機構が荒廃農地を借入れ、農地への再生を行い、担い手への農地の集積・集約化を促すことで、荒廃農地の解消にも寄与する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農地中間管理機構関連農地整備事業 ・遊休農地解消緊急対策事業 等 

農山漁村振興交付金のうち 最適土地利用総合対策

【令和6年度予算額 8,389 (9,070) 百万円の内数】
【令和5年度補正予算額 525百万円の内数】

<対策のポイント>

中山間地域等における農用地保全に必要な地域ぐるみの話し合いによる最適な土地利用構想の策定、基盤整備等の条件整備、鳥獣被害防止対策、粗放的な土地利用等を総合的に支援します。

<事業目標>

農用地保全に取り組み、事業目標を達成した地区数（100地区 [令和8年度まで]）

<事業の内容>

1. 最適土地利用総合対策【①、③、④は令和5年度補正予算含む】

地域ぐるみの話し合いにより、営農を続けて守るべき農地、粗放的利用を行う農地等を区分し、実証的な取組を行いつつ、土地利用構想図を作成し、その実現に必要な農用地保全のための活動経費、基盤整備や施設整備費等を支援します。

- ① 地域ぐるみの話し合いによる土地利用構想の概定、農用地保全のための実証的な取組
 - ② 土地利用構想図に基づく粗放的利用のための簡易な整備、農用地保全のための基盤整備や施設の整備
 - ③ 粗放的利用の取組や省力化機械の導入等、農用地保全のための活動
 - ④ 農山漁村活性化法に基づき、農用地保全事業を行う場合には農用地保全等推進員の措置
- 【事業期間：上限5年間、交付率（上限）：<ソフト> 定額（1,000万円/年、粗放的利用支援（※）1万円/10a又は5千円/10a、農用地保全等推進員250万円/年）、<ハード> 5.5/10等】

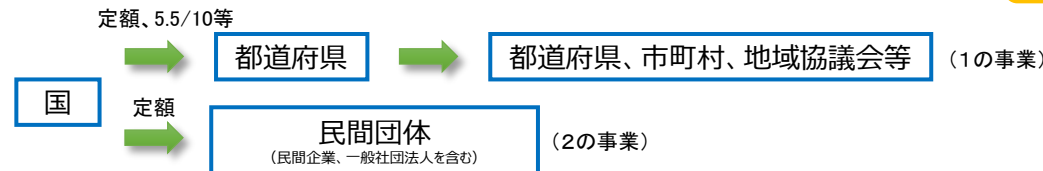
※ 粗放的利用支援については、最大3年間

2. 最適土地利用推進サポート事業【令和5年度補正予算】

ITを活用した申請手続の簡素化を図るとともに、事業主体の取組内容や農地保全状況等の確認、地域の課題解決のサポート、優良事例の横展開等を支援します。

【事業期間：上限1年間、交付率：定額】

<事業の流れ>



<事業イメージ>

農用地保全のための多様な取組を総合的に支援

Step 1 地域ぐるみの話し合いにより、営農を続けて守るべき農地、粗放的な利用を行う農地等を区分し、実証的な取組を実施



【地域ぐるみでの話し合い】



【土地利用構想の概定】



【農用地保全の実証的な取組】

Step 2 土地利用構想図を策定し、農用地保全のための条件整備や各種取組を選択・実施



【土地利用構想図の策定】



【粗放的利用のための条件整備】



【農用地保全に資する基盤整備】



【農業用ハウスの整備】



【鳥獣緩衝帯】



【蜜源作物の作付け】



【計画的な植林】



【省力化機械の導入】

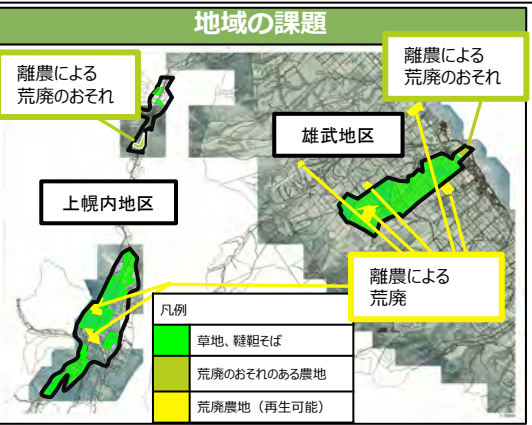
中山間地域等の実情に即した土地利用構想を実現

優良農地を大区画化するとともに韃靼そばの粗放的な生産方法を確認し、
条件不利地の荒廃を防止（北海道雄武町雄武・上幌内地区）

実施主体	雄武町耕作放棄地対策協議会
管理主体	地域協議会
作付作物	クローバー、韃靼そば
地域区分	特定、山村、過疎、豪雪
実施面積（整備面積）	519ha（19ha）

最適土地利用計画のポイント

- ・条件の良い農地は、国営緊急農地再編整備事業等でほ場を大区画化、スマート農業を推進
- ・新規就農者を誘致し、担い手による集積・集約を実施
- ・条件の悪い農地は、韃靼そばによる粗放的な利用方法を検証
- ・持続的に農地の管理を行うため、体制強化を行った農業生産法人を管理主体に位置付け



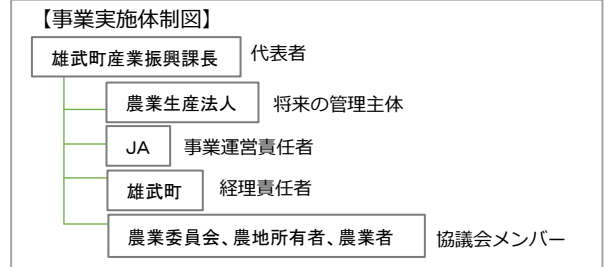
1. 背景

- ・北海道雄武町はオホーツク海に面し、夏は気温が上がらず、冬は厳しい豪雪地帯。土壌が重粘土地のため、酪農を中心とした大規模土地利用型農業に特化した地域。
- ・事業実施地区は町の中心部及び幌内川流域の内陸山間地にある酪農地帯。
- ・牧草の収量が見込めず耕作を放棄した草地が多く、笹や雑草が繁茂。



2. 地域の体制構築・話し合い

- 【体制構築】
- ・平成21年、雄武町耕作放棄地対策協議会が発足。
 - ・人・農地プランによる担い手への集積により、平成25年度に176haあった荒廃農地を令和2年度には31haまで減少させたが、担い手の不足、作業効率の限界により、これ以上の集積は不可能となっていた。
 - ・本事業は同協議会が中心となり、町、農業委員会、JA、農業者、地域住民が参画。
- 【話し合いでの意見】
- ・高齢化、耕作条件不利による離農が進み、担い手の数が減少している。
 - ・牧草を生産するには、重粘土地、石礫が多い等農地の条件が悪く、基盤整備なしでは生産性が上がらない。
 - ・農地の草刈りを行う時期と酪農の忙しい時期が重なり、農地の保全管理に手が回らない。



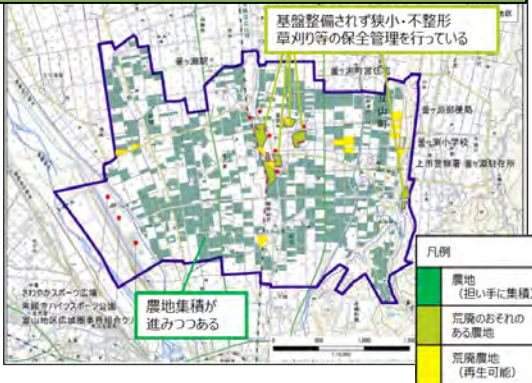
3. 最適土地利用計画の概要

- ・条件の良い農地は、国営緊急農地再編整備事業等でほ場の大区画化を実施し、スマート農業を推進。
- ・条件の悪い農地は、韃靼そばによる粗放的な利用。
- ・持続的に農地の管理を行うため、農業生産法人の人材育成など体制強化を行い、将来的な管理主体に位置付け。
- ・整備完了後の令和4～6年度にかけ、土壌診断を行い、収量・コスト・労働力のデータを検証。
- ・検証で得たノウハウを地域に還元し、粗放的利用による栽培方法を普及。農用地の保全と収益向上が見込まれ、今後、地域全体で安定的な畑作を確保。

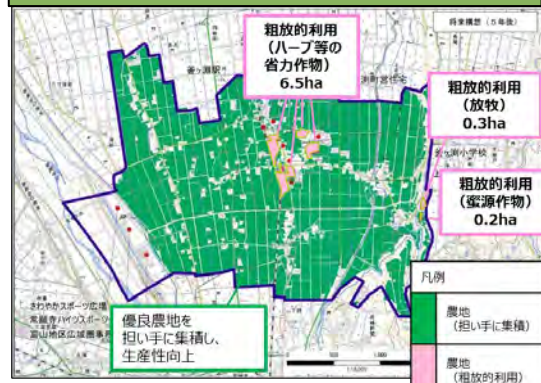


整備済の優良農地を集積するとともに新規就農者の受入・支援体制等を構築し、管理負担の大きい荒廃農地を粗放的に利用することにより地域を活性化（富山県立山町釜ヶ淵地区）

地域の課題



将来構想



実施主体	立山町
管理主体	移住農業起業家等
作付作物	蜜原作物、緑肥作物、放牧
地域区分	豪雪
実施面積（整備面積）	465ha（2.59ha）

最適土地利用計画のポイント

- ・条件の良い農地を担い手に集積するため、地元農家との協力体制構築や地権者との交渉を支援し、**新規就農者や担い手を支援**。
- ・条件の悪い農地は、**粗放的利用（カモミール等の省力作物の作付、馬等の放牧、養蜂利用）**を行い、**農地の保全管理だけでなく良好な景観を形成**。
- ・地域おこし協力隊や、ゲストハウス経営の経験を持つ農業者等の**移住者が参画**し、粗放的利用を実施。

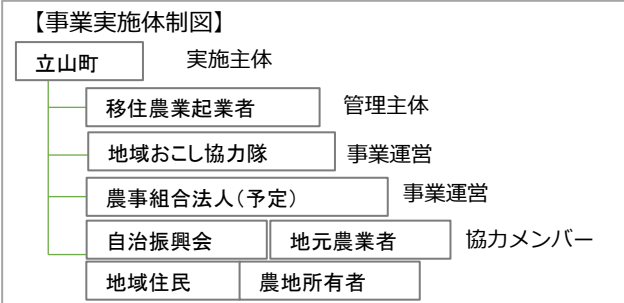
1. 背景

- ・釜ヶ淵地区は、立山町の西側に位置し、農地の多くは、緩やかな勾配（約2%）の場所に存在。
- ・人口約1700人の古くからの農村であり、農業が主産業であったが、**少子高齢化が進む中で担い手への集積が進み、専業農家・兼業農家数がともに減少**。
- ・昭和40年代から基盤整備事業が実施されてきたが、**民家や線路に挟まれた区画は基盤整備を行わず、不整形な農地が残った**。



2. 地域の体制構築・話し合い

- 【体制構築】
- ・釜ヶ淵地区の中央部に位置する道源寺集落は駅や小学校等の公共施設が集中しており、農用地区域外の不整形な農地が多く、各農地の所有者が**保全管理のため草刈り**等を実施。
 - ・釜ヶ淵地区の南東に位置する末谷口集落は、山際の農地が多く、近年イノシシやサルなどによる**獣害に苦慮**。
 - ・本事業は**町が主体**となって始動し、自治振興会の協力を得て地域住民、農地所有者、農業者、移住者等が参画。
- 【話し合いでの意見】
- ・農業従事者の**高齢化が進み、後継者も減少**。
 - ・適切な管理がされず、**農地が荒廃化**。
 - ・空き家が多く、店が少ない。**働く場所が不足**。
 - ・観光地の近くだが、**観光客は通り抜けるだけ**。



3. 最適土地利用計画の概要

- ・整備済の条件の良い農地を担い手に集積するため、地元農家の協力体制構築や地権者との仲介など、**新規就農者や担い手を支援**。
- ・条件の悪い農地は、地域おこし協力隊や、ゲストハウス経営の経験を持つ農業者等の**移住者が参画**し、粗放的利用を実施。多様な知識・経験を活用し、**カモミール等の省力作物の作付、馬等の放牧、養蜂利用**などにより**農地を保全管理**。
- ・移住農業起業家を管理主体として事業を実施する。
- ・多くの人が目にする**農地が保全され、良好な景観が形成**されることで、**地区住民の満足度向上**に加え、観光客による経済効果も見込まれ、**農家を含む地区住民全体の取組としての定着**が期待される。



事業実施前



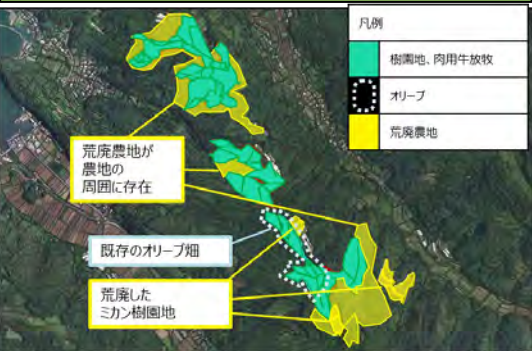
計画策定の検討会



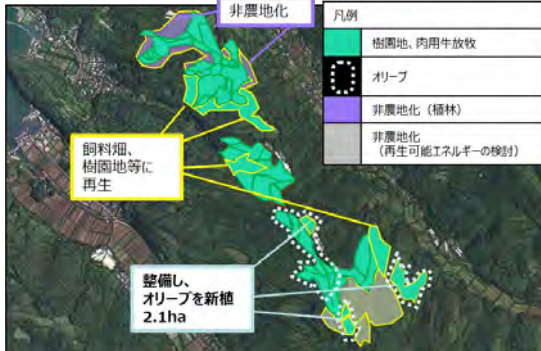
養蜂用の巣箱

集落協定法人による農地管理と、荒廃農地を活用したオリーブの生産拡大 （大分県豊後高田市香々地地区）

地域の課題



将来構想



実施主体	豊後高田市
管理主体	地域協定
作付作物	オリーブ
地域区分	特定、過疎、半島
実施面積（整備面積）	19.8ha（2.14ha（予定））

最適土地利用計画のポイント

- ・日当たりの良い高台のミカン樹園地跡を整備しオリーブを新植する。
- ・長期的な集積を行うため、**農地中間管理事業**を活用。集落協定参加者の規模拡大をしながら、新規就農者への農地のあっせん、誘導を行う。
- ・**集落協定の法人化**を目指し、オリーブ生産、柑橘生産、肉用牛繁殖経営を行う**各農家が一体となって地域の農地を管理**し、都市住民との交流企画等を実施する。

1. 背景

・豊後高田市は大分県の北東部、国東半島の西側にあり、本地区はその北部の山あい位置する。地域農業は、**果樹（オリーブ、柑橘）**を主体に**肉用牛の繁殖経営**が行われている。

・昭和30～40年代に急斜面の山肌で開拓パイロット事業が実施され、主にみかんの栽培が行われてきたが、高齢化の進行や後継者不足から**耕作放棄された農地が増加**。

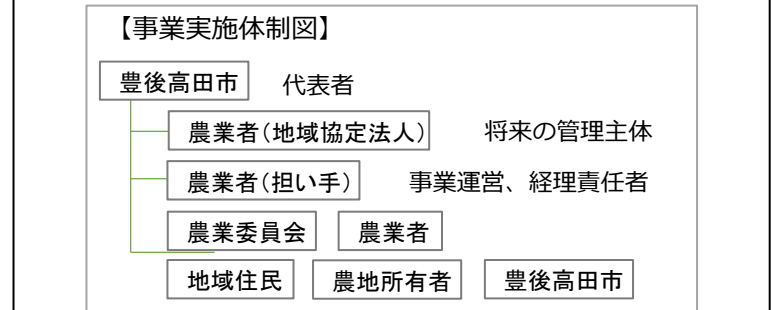
2. 地域の体制構築・話し合い

【体制構築】

- ・平成23年度から**オリーブの栽培により2.3ha**、平成28年度から**放牧により8.9haの再生及び集積**を実施。
- ・令和3年時点の香々地地区の農業者は、担い手の認定農業者2名、新規就農者2名を含む6名であり、中山間地域等直接支払の**集落協定**として**農業生産、共同活動**を実施し、地域内の農地を保全・管理。

【話し合いでの意見】

- ・かつて**ミカンの樹園地だった荒廃農地**を活用したい。
- ・**荒廃農地が鳥獣の根城化**しており、近隣地域を含め、**被害が多発**している。
- ・現在、**オリーブ**では搾油施設も整備し、6次産業化の取組及びふるさと納税返礼品への出品、県外飲食業等との取引を行っているため、**生産を拡大**したい。



3. 最適土地利用計画の概要

- ・**樹園地の伐採・整地**を行い、**今後5年間で2.14haの再生可能な荒廃農地を再生**する。
- ・日当たりの良い高台のミカン樹園地跡に**オリーブを新植**する。
- ・**農地中間管理事業**を活用し、新規就農者へ農地の集積を行う。
- ・**集落協定の参加者数を増加し、法人化**を目指す。
- ・オリーブ生産、柑橘生産、肉用牛繁殖経営を行う**各農家が一体となって地域の農地を管理**し、都市住民との交流企画等を実施。
- ・生産・加工・販売まで一貫した**オリーブ産業の拡大**により、地域の特産品とすることで**農業の所得向上、地域の雇用拡大**が期待される。



事業実施前



整備後

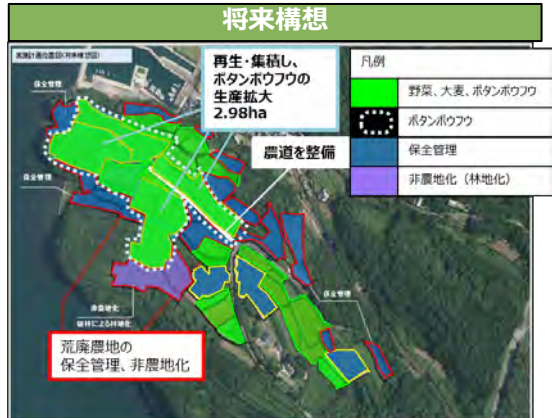
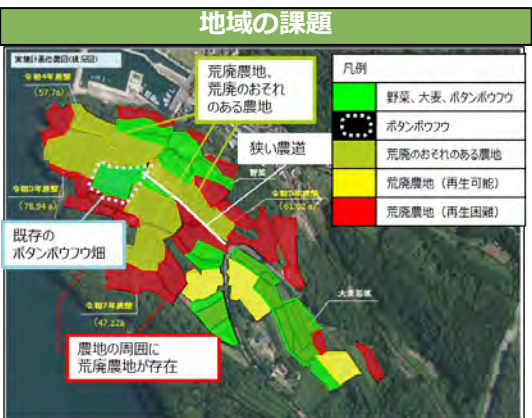


話し合いの様子



小関オリーブ農園HPより
オリーブ

自治体による担い手の誘致と、荒廃農地を活用したボタンボウフウの生産拡大（大分県豊後高田市羽根地区）



実施主体	豊後高田市
管理主体	農業法人（予定）
作付作物	ボタンボウフウ
地域区分	特定、過疎、半島
実施面積（整備面積）	10.4ha（2.98ha（予定））

最適土地利用計画のポイント

- ・ボタンボウフウ畑周辺の荒廃農地を**整備、集積**し、ボタンボウフウの栽培を行う。
- ・地区内でボタンボウフウを栽培している**認定農業者を管理主体とし、法人化を進める**。
- ・担い手を確保するため、市が**地域おこし協力隊を募集**し、任期終了後も認定農業者として定住を促進する。

1. 背景

- ・豊後高田市は大分県の北東部、国東半島の西側にあり、羽根地区はその最北に位置する半農半漁の集落。
- ・平成20年頃までは**葉たばこ、野菜等を生産**。
- ・しかし現在は2名の担い手が**大麦若葉**を生産、香々地ボタンボウフウ研究会3名が青汁の原料となる健康野菜の**ボタンボウフウ**を生産し、地区内の住民が家庭菜園規模の野菜を作付。

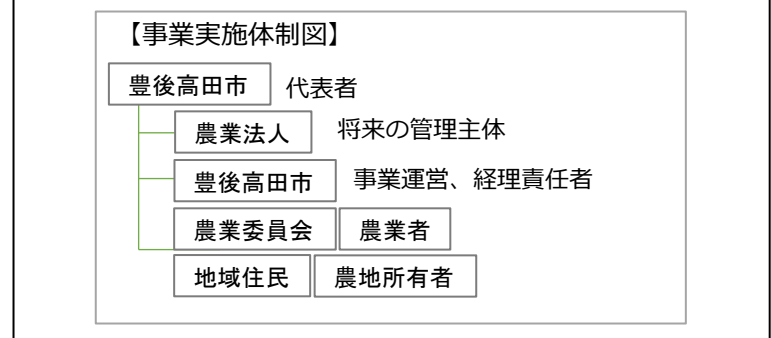
2. 地域の体制構築・話し合い

【体制構築】

- ・地域内の高齢化により、耕作されてない農地の荒廃化が課題。このため、**人・農地プランの実質化**に取り組みつつ、市、地域住民、農業者、農地所有者による話し合いを開始。

【話し合いでの意見】

- ・良いタバコを生産していた肥沃な農地なので、**将来にわたり畑として利用**してほしい。
- ・当地区のボタンボウフウは茎が紫色の珍しい品種であるため、**生産を拡大し、ボタンボウフウを地域の新たな特産品**にしたい。
- ・**農地の集積と担い手の確保が急務**。



3. 最適土地利用計画の概要

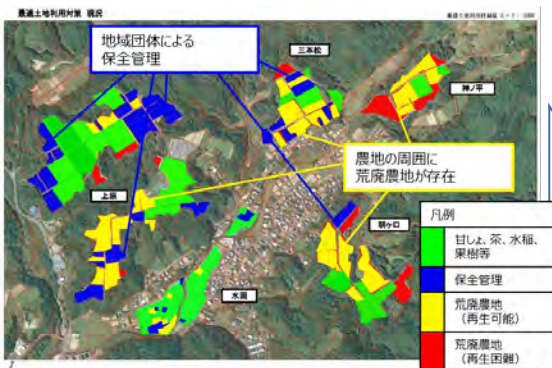
- ・**荒廃農地を整備**し、地区内でボタンボウフウを栽培している**認定農業者に集積し、法人化を進める**。
- ・担い手を確保するため、市が**地域おこし協力隊を募集**し、任期終了後も認定農業者として定住を促進する。
- ・目標年度である令和7年度までに**荒廃農地を解消して約3haの生産面積拡大**を図り、合わせて段階的に農道を整備する。
- ・健康志向のニーズに対応した販路開拓により**紫ボタンボウフウのブランド化**を図り、生産拡大によって**地域の雇用拡大、新規就農による移住にも貢献**する。
- ・圃場の管理に地域の高齢者を雇用することで、**地域所得の向上**を図る。



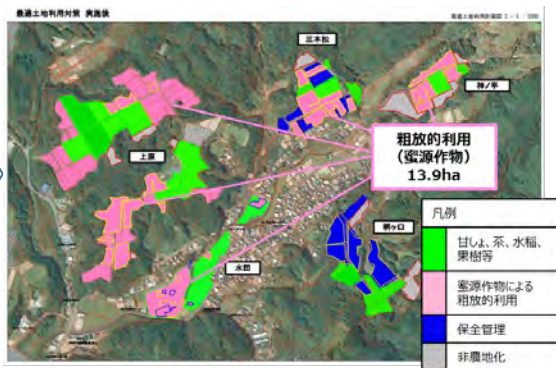
地域団体と養蜂家の連携による蜜源作物の作付で農地を保全

（鹿児島県枕崎市田布川地区）

地域の課題



将来構想



実施主体	枕崎市担い手育成総合支援協議会
管理主体	地域団体（未定）
作付作物	蜜源作物（菜の花、レンゲ）
地域区分	過疎、半島
実施面積（整備面積）	32.9ha（6.56ha（予定））

最適土地利用計画のポイント

- ・条件の良い農地は、担い手農家が引き続き経営し、**甘しょや茶の耕作面積の維持・拡大**を図る。
- ・市、農協、地域振興局等が連携して**担い手の掘り起こし、営農集団の育成**を行い、中間管理機構等による農地のあっせんを強化。
- ・条件の悪い農地は粗放的利用し、**蜜源作物（菜の花、レンゲ草など）の作付**を行い、**養蜂家と連携して収益**を得る。
- ・**地域内の美化活動**を行っている団体を主体に地域の農地保全を行う。

1. 背景

- ・枕崎市は鹿児島県の南西にあり、東シナ海に面している。田布川地区はその北部の山間部に位置する農業地域。
- ・高齢者の割合が高く、地域住民による**営農の継続や農地の農地保全が将来的に危惧**される地区であり、地域に居住する農業の**担い手も減少**しており、急速な**農地の荒廃化が懸念**される。

【鹿児島県】



2. 地域の体制構築・話し合い

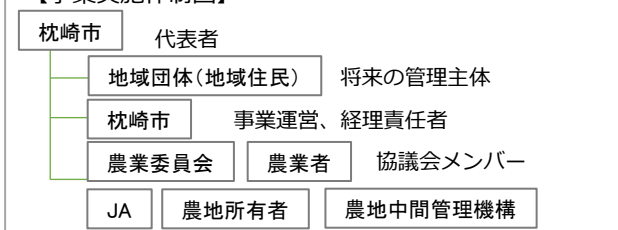
【体制構築】

- ・現在、個人、法人合わせて**7者の担い手**（うち認定農業者5名）が**甘しょ・茶・果樹**を作付しているが、個人の担い手は**高齢で後継者がおらず**、農地利用の方向性は未定。
- ・**地域住民で組織する「夢虫たぶがわ2016」が地域の環境保全活動**を実施している。
- ・**蜜源を増やしたい養蜂業者と、農地の荒廃化を防ぎたい地域との希望が一致**したことがきっかけとなり、以前から荒廃対策に取り組んでいた枕崎市担い手育成総合支援協議会が実施主体となって事業申請をすることになった。

【話し合いでの意見】

- ・ほ場整備実施地区の周辺部で**荒廃農地が増加**。
- ・地域全体の農地を保全するためには、**個々の担い手の取組では限界がある**。
- ・**保全管理の費用**を調達する必要がある。

【事業実施体制図】



3. 最適土地利用計画の概要

- ・条件の良い農地は、担い手農家が引き続き経営し、**甘しょや茶の耕作面積の維持・拡大**を図る。
- ・市、JA、地域振興局等が連携して**担い手の掘り起こし、営農集団の育成**を行い、中間管理機構、農業委員会による農地のあっせんを強化する。
- ・条件の悪い農地は粗放的利用し、**蜜源作物（菜の花、レンゲ草など）の作付**を行い、**養蜂家と連携して収益**を得ることで**持続性を確保**する。
- ・**地域内の美化活動**を行っている団体が主体となり、将来の地域の農地保全を行う。
- ・再生利用が可能な荒廃農地30aと遊休農地100aの計130aを年間再生目標に掲げ、今後**5年間で656aの農地を再生**。



事業実施前



整備後



話し合いの様子



レンゲ草、採蜜準備、加工品